

諮問日：令和3年11月22日（令和3年度（個）諮問第7号）

答申日：令和4年3月23日（令和3年度（個）答申第10号）

件名：名古屋高等裁判所において申出人が特定日に強制退去命令を出された件に関する文書等に記録された保有個人情報の一部不開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

私が、特定年月日午後、名古屋高裁総務課長から強制退去命令を出された件に関する全ての文書及び「同日、ALSOK警備員から、暴力を受けたが、その関連文書全て」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、別紙記載の各文書（以下、別紙の番号を用いて「文書1」などといい、これらを併せて「本件対象文書」という。）を本件対象個人情報が記録された文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）及び文書2に係る原判断に対してされた苦情の申出については適式な苦情申出として扱わないとすることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和3年9月2日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

一部不開示理由は「庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報」とのことである。しかし、文書1については、報告者の警備員は、原判断庁が委託契約し、国家公務員の職務を代理して行っている人間である。当然、警備員にも国家公務員と同じ服務が適用されるべきである。国家

公務員は職務に当たって、その責任を明らかにするべきであり、報告者氏名を明らかにすべきである。文書2については、備考欄について虚偽部分があるので訂正してください。文書3は黒塗り部分が多すぎるので、最高裁で「庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報」について精査し、黒塗り部分を減らしてください。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 文書1及び3について

(1) 文書1について、苦情申出人は、報告書の警備員は原判断庁が委託契約し、国家公務員の職務を代理して行っている人間であることから、当該警備員については国家公務員たる職員と同じ基準により情報の開示がされるべきであると主張する。しかし、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分1」という。）は、職員の印影並びに報告者の氏名及び印影であり、これらの情報は、開示申出人以外の個人識別情報であることから、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）14条2号に規定する不開示情報に相当し、同号ただし書きからハまでに相当する事情はない。

(2) 文書3について、苦情申出人は、黒塗り部分が多すぎるので、「庁舎管理事務及び警備事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがある情報」について精査し、黒塗り部分を減らすよう主張する。

この点、原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分2」という。）のうち、裁判所職員の印影等は、個人識別情報であることから、法14条2号に規定する不開示情報に相当し、同号ただし書きからハまでに相当する事情はない。また、その余の不開示部分については、公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、同条5号に規定する不開示情報に相当する。

(3) よって、文書1及び3に対する原判断は相当である。

2 文書2について

- (1) 苦情申出人は、文書2の備考欄に虚偽部分があるとして訂正を求める旨主張するが、保有個人情報の訂正についての原判断は存在しない（取扱要綱記第8の1参照）。
- (2) よって、文書2に対する苦情申出人の主張については、適式な苦情申出として取り扱わないのが相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年11月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和4年2月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年3月18日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 文書1及び3について

- (1) 文書1を見分した結果によれば、本件不開示部分1には、職員の印影並びに報告者の氏名及び印影が記載されており、これらの情報は、苦情申出人以外の個人識別情報であることから、法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められる。そして、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。
- (2) 文書3を見分した結果によれば、本件不開示部分2には、裁判所職員の印影等が記載されており、これは個人識別情報であることから、法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、同号ただし書イからハマまでに相当する事情は認められない。

また、本件不開示部分2のその余の不開示部分には、特定年月日付け退去命令に関する対応の検討内容等が記載されており、これらの情報は、公にすると、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であること

から、同条5号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

2 文書2に係る原判断に対してされた苦情の申出について

苦情申出人は、文書2の備考欄に虚偽部分があるとして訂正を求める旨主張する。しかし、苦情申出人は、本件苦情の申出時点において、保有個人情報の訂正の申出をしていなかったため、保有個人情報の訂正の申出に係る原判断自体が存在しない（取扱要綱記第8の1参照）。したがって、文書2に対する苦情申出人の主張については、適式な苦情申出として取り扱わないのが相当である。

3 以上のとおりであるから、本件不開示部分1は法14条2号に規定する不開示情報に相当すると認められ、本件不開示部分2は同号及び同条5号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、原判断は妥当であり、文書2に係る原判断に対してされた苦情の申出については、保有個人情報の訂正の申出がなく、保有個人情報の訂正の申出に係る原判断が存在しないので、適式な苦情申出として扱わないとする旨の最高裁判所事務総長の判断は妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

- 1 業務報告書（特定年月日付け）
- 2 持込禁止物預かり状況一覧表
- 3 特定年月日起案の総務課課長補佐作成の決裁文書